

当日の音源から手入力した私的な反訳です。性悪には後日議事録にてご確認ください。

谷村委員長) 只今から産業建設委員会を開催します。まず去る6月2日の本会議において継続審査となりました条例案件2件と、9月1日の本会議におきまして本委員会に付託となりました事件案件一件の審査を行います。本日の審査は効率的な議事運営のため、レジメのとおり行う事とし、審査の大まかな流れは質疑、委員間討議、その後採決としたいと思いますのでお願いいたします。はじめに事件1、議第57号高山市駅前広場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、及び事件2、議第58号高山市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての2件は、去る6月22日の本会議において継続審査となっており、関連がありますので一括議題とします。

それでは私の方から議案の概要等について説明させていただきます。まず議案の概要として、高山市駅前広場等の管理及び、高山市自転車駐車場の管理を指定管理者に行わせる為改正するものである事。次に継続審査となった理由についてであります。本件は今後のまちづくりに大きな影響を及ぼす重要な事件である事から 理事者側にはこれまでの駅周辺整備の経過と整合のとれた説明を求めるなどなど、より深い審査を行うべきであるとの理由で6月定例会において継続審査にすべきものと決しました。その後これまでの経緯として、その概要をご説明します。本件につきましては6月定例会の審査、駅周辺施設の現地視察、参考人として民間事業者からの意見聴取等を行うと共に、理事者からは駅西地区におけるまちづくりの取り組み状況、及び指定管理の募集要領、仕様書の骨子についての情報提供がありました。本日はこれまでのこうした経過を踏まえ改めて質疑を行いたいと思えます。それではまず議第57号及び58号の2件について御質疑はございませんか。

はじめに西本委員。

西本委員) おはようございます。今回の条例改正の趣旨は理解しておりましたが、よく理解しておりましたが継続審査の中での参考人招致におきまして、現在の2次交通事業者である濃飛乗合自動車株式会社と岐阜県タクシー協会飛騨支部から、これまでの経緯を含めて様々な発言をいただく中で、両社とも指定管理者の裁量による高山駅東西駅前広場の乗降場の使用許可やイベントの開催による公共交通利用者への影響等、市の直営ではなく指定管理に移行する事に大きな不安を感じ、理解が得られていない事がわかりました。

条例を改正し今後円滑な指定管理業務を行って頂く為には、その前提として一次交通事業者や二次交通事業者の理解と強力は欠かせないと考えますが、条例改正の議案提出にあたり指定管理につきましてJRや濃飛バス、タクシー協会に説明をし意見を聞いた上で調整して提出すべきでなかったのですか。

谷村委員長) 北村都市政策部長

北村都市政策部長) 駅前広場の乗降場や待機場など交通事業者が使用うしてみえます部分につきましては、設置目的達成の為に現在と同じような運用を指定管理者にも行って頂くよう考えておりました。こうした事から許可申請の提出先ですとか日常的な連絡先など、

一定の変更はあるものの不便をおかけするような事は想定していなかった為、事前に協議は行っていませんでした。しかしながら事業者の方々にはこうした事はわからない事でございます。そうした事から不安に思われてみえましたのでもっと丁寧な対応をすべきであったと反省しているところでございます。

谷村委員長) 西本委員

西本委員) 公共交通にかかる業務という事で、これらについては少なくとも事業者の確認や調査が必要であったと和ついは思います。今回それがなされなかったのは、とても残念に思っています。そこで参考人招致の中で問題となってきたのが議第57号の改正条文の第2条の4に定める指定管理者が行う業務の範囲、そして特に第4条の使用許可についてであります。第4条では駅前広場において次に掲げる行為を行おうとするものは、指定管理の許可を受けなければならないという事で、バスやタクシーの乗降場や待機場の許可が現在の市の許可から指定管理による許可となります。そうすると指定管理業務の大きな利権が絡み円滑な公共交通の確保に支障を来す事も心配されておりますが、大丈夫なんでしょうか。

谷村委員長) 北村都市政策部長

北村都市政策部長) 乗降場ですとか待機場の使用許可につきましては、指定管理者の業務となりましても現在と同じような運用をしていただく事が必要と考えております。

指定管理者が許可を行うに際しても公共施設ですので他の施設同様公平性を確保しながらこれまでの経緯や現在の使用者に配慮しながら行っていただくことは大前提であると考えております。普通基本協定書の中に公共性及び民間事業の趣旨の尊重といった事を愧死しております。そう言った中で施設の設置目的それから業務に求められる公共性を十分に理解した上で指定管理者には管理をして頂く事となります。実際にこちらの方につきましては、タクシーの区画についてはタクシー協会さんの方で調整を行って頂いて現在使用を頂いております。指定管理とする場合においても円滑に利用して頂く為にこれまでの経緯を踏まえまして、現在の使用者であるタクシー協会さんと協議調整を行った上で使用許可を行うというような事を仕様書に記載したいというふうに考えているところでございます。また、バスにつきましても現在の使用者である濃飛バスさんであるとか旅館ホテル協同組合さん等宿泊事業者との協議調整の上、使用許可を行う事などを同様に記載したいと考えております。また仕様書の骨子の方で出ささせて頂きましたように業務内容の中に、公共交通事業者の円滑な事業活動を確保すると共に、駅前広場や駐車場の交通処理機能が阻害されないようにし、利用状況を考慮して使用許可を行うものといった様な事を記載させて頂きたいと考えているところでございます。基本駅には現在の利用形態を継続していく事を想定していますが、公の施設を使用する場合の公平性を確保するという観点から、新規参入のかた等をいっさい認めないというような事は問題があると思っております。現在の使用者と協議調整を図る上で公平性を担保する事が湖南な事象が生じた場合には協議をいただく場合も想定しているところです。

谷村委員長) 西本委員

**西本委員**) 今の説明でおっしゃる事は、私も大体概ね理解しております。ま、そうした中で大きな利害にも関係する当事者である公共交通事業者が不安を抱えて、条例改正への理解が得られていない現在の状況の中で、今回上程されている条例改正案の第2条の4、そしてこの4条のままでは業務仕様書や協定書の中にそういった事を着愛しても、例えば事業経営においてトラブルが発生したときなど、上映では担保されずに指定管理業務や市が安心できる公共交通が維持されないのではないかとそういった事を懸念しているところです。

**谷村委員長**) 答弁は求めないという事です。次に西田委員

**西田委員**) 6月の本義会で継続審査になりまして、いろいろ調査研究を重ねて参りました。特に参考人招致の中で、事業者の方々の生の声を聞けたっていうのは大きかったと思います。そこで改めて勉強させて頂いたのはこの指定管理は駅周辺という地域においては、通常の例えば公民館等の指定管理とは違うと。公共交通の事業者が関わっている、そういった高山にとって大事な企業です。バス会社にしてもタクシー会社にしても大事な企業であります。協定を結ぶだけでは担保できないのではないかと心配をするものであります。そこで明確にですね、条例の条文において明記する必要があるんじゃないかと考えるのですが如何でしょうか。

**谷村委員長**) 平野総務部長

**平野総務部長**) 今、公の施設の貸し付けに関する基準のお話かと思えます。公の施設におきましては、地方自治法の中でそもそも位置づけされておきまして、その利用については正当な理由がない限り拒んではならないというような事、それから不当な差別扱いをされてはならない事が自治法の中にはそもそも書かれています。それに基づいて公の施設を指定管理に出そうという事でございますので、そういった基本的な、先程北村部長が申し上げました公平性というところは法律の中で担保されているというふうに考えております。

**西田委員**) はい終わります。

**谷村委員長**) 次に松山委員。

**松山委員**) 西本委員と西田さんのほうから質問がありまして、重複する部分もあると思えますけれども、私は私なりに意見を述べさせていただきたいと思えます。今回の高山市駅前広場の設置と管理に関する条例の一部を改正する条例が制定されますと、東口・西口の駅前広場において指定管理においてタクシーの乗車場、待機場、路線バスの乗降場、待機場、送迎バスの乗降、待機場などの使用の許可権を指定管理事業者が持つこととなります。これはものすごい指定管理事業者が大きな巨大な利権を持つことになってきます。使用許可という点において公正・透明性のある許可管理が果たしてどこまでできるのか、まあ時には許可を求めて指定管理事業者に毎日詣でをする、そういう可能性だって出てくる可能性があるかと心配しております。かつて旧高山駅においてタクシーロータリーの使用許可をいただくということは、大変困難で、事業者間でのいざこざが多々ありました。大変なことでした。あそこで営業できることの権利を持つことは。ところが新しい新高山駅においては使用の許可は市となり、市は使用許可において公正で公平なかつ透明性のある判断をもって使用

許可を出されて運営されました。で、この点に関して事業者側が市の管理の在り方に対して大変公平性、透明性、公平さ大変評価をしております感謝をしております。管理の在り方に対して。

そこでまた先般の参考人招致においてバス事業者より、2次交通の要所としてのバスセンターの在り方に関して市との話し合いの未解決の部分が多々あり、指定管理者は今までの経過をどう取り合っていくのか、ここに不安を持っておられます。バス待機場は管理内容が維持管理のみににしてもらいたいという強い声が出ました。今はインバウンドで減便しているけれども、回復して増便が続くと大変にスペースが狭くなる。2年3年するとインバウンドが回復した時に現状のバスセンターでは飽和状態になる。回復した時には対応はできなくなってしまいます。バスセンターを含め利用者利便を考えたときに市の対応、市はどう対応していくのか聞きたい旨のお話がありました。キャニノピー部分のことも含めて未解決部分がある中で指定管理を進めることには困惑、不安があるとの強いお声がございました。

このような参考人招致の中で聞いた状況を考えてみますと、公共交通事業者などの東口、西口広場での使用許可という大変大きな巨大な利権の伴うことを、指定管理事業者が公平公正透明性を伴う判断をもって果たして、責任をもって果たしていけるのか、私は大変疑問を感じるものであります。私はこの部分、いわゆる公共交通事業者等の駅前広場における乗降車場、待機場等使用許可は従来どおり市に業務を行っていただき、そして公平、公正の担保を確固たる物にさせていただきたいと思うものであります。この辺の考えをお聞かせいただきたいと思っております。

**谷村委員長）** 北村都市政策部長。

**北村都市政策部長）** 申し分けございません、使用許可の公平性と担保という言うことにつきましては、先ほど西本委員にお答えをさせていただいたような形で考えております。仕様書のほうにですけど他の施設でもございますが、公の施設であることを常に念頭に置いて公平な運営を行うこととし、特定の団体等に有利あるいは不利になるような運営を行わないことといったようなことを記載している事例もございますので、こういったことをしっかりと書き込んでいきたいという風に考えているところでございます。以上でございます。

**谷村委員長）** 次に橋本委員。

**橋本委員）** 今回の議第57号に関しましては継続審査をさせて頂いたと、経緯と継続審査を行うにあたっての今日までのこの期間、大変各委員いろんな情報収集も含めて参考人の意見聴取も含めて今日に至っております。内容的な事は西本委員、西田委員、松山委員からいろんな課題をお話し頂きましたけれども、先ずは我々議会と致しましても何とか付帯意見を付してとか付帯決議してでも何とかと思ったのですけど、最終的には議会の手続き上条例改正というのは一番の全面に出るものですから、条例改正の中で不審な部分、今後これは見直してほしいという部分、この継続審査の間で検討した結果と不都合な部分が見つかったと、それが将に2条の4項と4条の部分です。今北村部長の方からいろいろご説明頂きました。条例ではこう書いてあるけれど、仕様書又募集要項でここで説明しているからと



いう事なのですが、やはり条例が先行し権限、許認可、管理の権限等が松山委員のいわれるような部分が想定される事があるということで、諸もろの検討はさせて頂きました。しかしながら今回の条例改正については、もう少し時間が必要なのではないかと。第3者の意見聴取の件も含めて。それと今あわせて高山市はSDGsの駅西地区のまちづくり構想を策定しようと考えております。

それ以降でも良いのではないかと、まさにあわててここで今課題が出てきた以上、進めるのは大変無理があるのではないかとというような、後ほど委員長のほうからいろいろご説明があると思いますけれども、今までの経緯をみてもう少し時間を要するのではないかと我々が感じている、私自身が感じているものでございます。あの質疑にはなりませんけれども、条例も含めて募集要項、さらには仕様書、大変な継続審査以降これだけの資料を作って頂きました。大変ご迷惑をかけました。大変良い資料でいろいろ勉強をさせて頂きました。これを基に相当皆さんと協議をさせて頂きました。この形をやはり進行するにあたっては是非とも一番上位である条例をぴしっとした形に持って行っていただきたいというのが、まあ他の指定管理とちがうんだと。駅週は歴史ある基本構想、それをやれというのではないですが最終的に市民の皆さんが喜んで頂けるような地域にするには、もう少し時間かけても良いんじゃないかと、今すぐ指定管理に出す必要はないんじゃないかというような思いでいろいろと審査をさせて頂きました。審査経緯の私の思いだけ述べさせて頂きました。

**谷村委員長)** 次に中田委員。

**中田清介)** この問題が上程されて以来ズーと言いつけました。なぜ今この時期に(と)。駅週というこれまでの計画案についての説明はあなたがたの資料から出てきている。平成10年8月「高山駅周辺土地区画整理事業」に認可の段階から、もっといえば49年の段階から

緻密なそれぞれの時点での問題点をこういった構想に落とし込んで、こういうまちづくりを目指すんだという事が説明されてきた。だから私達がなぜ駅周辺施設の全体像を捉えながら、その有効活用と賑わい創出をきちんと捉まえて議論しないんだという事を何遍もいいました。北村部長の方からは、今回の条例案「高山駅前広場の設置及び管理に関する条例の一部改正」をする事によって、その目的は達せられるんだ。それから6施設一体の、なぜこの条例で6施設一体と縛るんだという事についても余りよく説明をされませんでした。

私達があなた方から出てきたこの資料を読み込めば、最終的にこの地域の整備方針の骨子が固まったのは、平成25年3月の「高山市総合交流センター整備構想」の策定というその内容なんです。ここにきて後に残された問題の解決をしながら整備をしていくという事が書いてある。なのに、その全体像を捉えないでなぜ駅前広場の設置と管理に関する条例の一部改正をする条例において、そうした事まで包含してしまうんだという事をずっと言い続けてきた。ここでわかった事は結局設置管理条例の2条、4条の問題だ。こんな事ははじめからなぜわかっているならきちんと説明しなかった。私達は議会としてもあなた方と一緒に問題点の深堀をしたいからずっと言ってる、七つの論点情報に基づいたあなた方の考え

を示せと。出てきたのはこの資料だって委員長が指摘をしてどういう考えなんだと言ってから。その辺のところの不誠実さっていうのは私は非常に感じます。今回はそういうことから考えると、皆さんが今懸念をおっしゃった。なぜ2次交通の要、その事業者の皆さんとの協議もなしにこういう事を一方的に指定管理者に任せるっていうことを、あなた達は規定してしまおうとするのか。そこなんです。

だから当事者の皆さん当然不安がられるに決まっている。これは市長の権限として残してある。なぜ全体像を捉えながら駅周辺施設の総合的な管理と方向性を打ち出して、それによる指定管理の方向性ってものが出してこれなかったのか。これは一部なんだ。全体像から言えば指定管理を導入する建前の一部の必要条件だけなんです。駅週に関する構想がまだまだ先程橋本委員のほうから出ましたが、駅西のまちづくり構想がスケジュールでは来年できるというそういうスケジュールになっている。なぜそこまで待つ総合的な判断で各条例や要項等が間違いなく運営されるようなその一体管理の方法を総合的に出してこなかったということなんだ。だから今日不安がられて質疑になっている。だから必要十分な条件をなぜ一体整備の中で調整をしながら出してこれられないのか。我々はずっとそれを言うてる。あのあなた方から出てきた資料全部読みました。私は5編読みました。それから関連するこれまでの経緯も、私どもは知ってますからそれに対する資料も読みました。一番大事な事は、今後大切な開発拠点である駅周全体をどうしようとしているのか、という事となんです。駅周整備というものは先程も出ましたように交通拠点の整備であり、人的交流の拠点であり総合的な観点から整備しますという事をあなた方が言うてる限り、そういう視点で今後も物事を進めていかなければならない。だからその辺のところの見解を北村部長に聞きます。

**谷村委員長）** 北村都市政策部長。

**北村都市政策部長）** おっしゃられるとおり駅周辺というところは大変重要なところでございますので、総合的な観点から前回の委員会でお示したような考え方を持ってしっかり進めていく事は重要であるというふうに認識しております。その上で私ども都市政策部の方から今回の条例案件を出させて頂くにあたって、十分でなかった部分がありました事はお詫びを申し上げます。以上でございます。

**谷村委員長）** 中田委員

**中田清介）** こうした総合的な観点による地区としての総合的なまちづくりというものはよっぽど慎重にやってもらいたい。SDGsの中でも書いて明記してあるんです。2022年には「駅西まちづくり構想」については策定して、その後実行のための設計等に入ると。それならば何故この総合的な観点でなくして駅前広場の設置と管理にかかわる条例の一部改正で進めようとするのか。その一部改正の中には許認可権まで入っている事の問題点を先程全員の皆さんが明言された。私もそうだと思います。大切な高山市のステークホルダー、駅前広場の利用等に関するステークホルダーである関係事業者への聞き取りまであまりされていなかったという事は、参考人招致の中で浮かびあがった事です。そして参考人承知の

中で一番言われた事は、どうしてそういうところを条例で押さえながら全体像を整えていかないのかという事なんです。まあそのことだけを指摘して終わります。

**谷村委員長**）その他御質疑はございませんか。御質疑は尽きた様でありますので、以上を持ちまして質疑を集結します。本件につきまして委員間討議の申し出はございませんか。委員間討議の申し出はございませんので委員間討議は省略とさせていただきます。それでは本案件はこれまでの質疑を踏まえ委員間討議は行うこととしたいと思いますが御異議ございませんか。（委員長の発言訂正を求める声あり）

市内という事ですが、しないと確認させていただきますが御異議ございませんか。異議なしと認めます。それでは本案件の委員間討議は行わない事とします。

これより採決をしたいと思います。まずはじめに議第57号「高山市駅前委広場等の設置緒及び管理に関する条例の一部を規制する条例」について原案のとおり可決すべきものと決するに御異議ございませんか。

**「異議ありと」の発言あり。**

**谷村委員長**）ただいま異議ありとのご発言がありました。より起立により採決をします。議第57号については原案のとおり決するに賛成の委員の起立を求めます。起立少数であります。（起立なしという声あり）起立なしであります。よって議題57号は否決すべきものと決しました。

ここで委員長の方から、これまでの質疑も踏まえてこうした議決においての総合的な所見として少し申し述べさせていただきます。

先程来質疑の中にも出てきた言葉と重複する部分もありますが、改めて申し述べます。それでは、

本議案は、高山市の玄関口である高山駅東西の公共空間と公共施設を、民間業者のノウハウを活用した指定管理制度により管理運営しようとするものであるが、本件がこれまでの数次の総合計画などに位置づけて取り組んできたきわめて重要な事業に関わるものである事から、理事者にこれまでの駅周辺整備の経過と整合の採れた説明を求めるなど、委員会として深い審議を行うべきであるとの理由から、独自調査と委員会での議論を繰り返してきました。

駅周辺地区は遡ること、昭和49年策定の「高山駅周辺地区整備基本構想」以来、時間の経過の中で、駅周辺土地区画整理事業に伴う高山駅周辺整備事業として順次進められてきました。

その整備方針は平成25年の「高山市総合交流センター基本構想」において、駅西地区を含めた総合交流センターの目的やその役割、及び機能と施設構成などが定められた事により、全体像が定まり順次計画に盛りこまれた施設整備が進められてきたところである。

この地区の整備に関しては、高山市の将来像を規定する都市計画上も重要な位置づけであり、高山市総合交流センター基本構想の記整備目的には「市民や観光客が集い様々

な交流を通して賑わいを創出し、高山市全体が元気になれる交流拠点」の形成とあり、総合的視点による一体管理が要求される複数施設の管理であることから、既存の指定管理要件とは異なる性質を持つものと判断しております。

審査の中で、委員会が一貫して質してきたのは本議案にかかる説明と高山市総合交流センター基本構想に示された「人と人、人とモノ、人と情報の交流」の拠点としての機能との整合についてであります。委員会としては理事者が2022年度に策定を予定している「駅西地区まちづくり構想」において総合的な見地からこの地区の構想を組み立て、当初の目的に沿った交流拠点整備の形成を目指す中で指定管理の有り様を定めるべきものであると捉えています。

さらに加えると平成30年「駅西まちづくり基本調査」が現状を捉えられ実施されました。その調査目的には駅の東西が一体となったにぎわいと活力あふれる事に向け、駅西地区の果たすべき役割やまちづくりの方向性から検討し、総合的な土地利用構想策定が必要となったと、当時にも判断された以上、その重みが薄まる事のない様、施設の設置と管理に関する条例の一部を改正する条例に基づく事は時期尚早の感があります。

又、参考人招致における公共交通事業者からの意見聴取では、指定管理者の裁量による施設の使用許可やイベント開催時の利用者の影響などについて大きな不安が述べられました。委員会としては指定管理のありようを定める中において公共交通事業者等の事業経営に十分配慮し、改めて公共交通事業者の意向を踏まえた内容にすると共に、指定管理中の管理業務等の変更についても、民間事業者との協議の上適切な配慮をすべきものと捉えております。

質疑にもありましたように、改正条例にある「指定管理が行う業務の範囲」と、その「使用許可」での指定管理者に大きな権限が及ぶところについては、後日資料提供にあった「指定管理者募集要項骨子案」の中に、但し書きにて説明での「駅前広場の交通処理機能を阻害される事がないように利用状況を考慮して使用許可する」ものとあるものの、事業者からの意見聴取での大きな不安がぬぐい去るものとは考える事ができませんでした。あくまでも条例本文が上位である以上、総合的に評価できるところにも至らなかったものであります。根底として一体といわれる空間を利用している広く仲間である者とのコミュニティーを優先し、その相手の心情をまず思い図る事を強く認識して頂きたい。

又本件が高山市の将来を規定する重要な案件である事、複数の施設の一体管理である事、駅西まちづくり構想等との整合などの観点から、委員会としては指定管理者の選定にあたってはその能力等を客観的かつ適正に見極めると共に、公平性と透明性を担保するために、公開でのプロポーザル方式などを採用すべきものであるとも捉えています。

尚、本件の審査を通じて、将来のあるべきまちづくりのあり方から現状を規定していく、「バックキャストイング」の手法での「好循環なまちづくり」に留意して頂く必要性を強く認識したところであり、又、理事者側には案件の重要性に鑑み、より深い



議論を行うため共通の議論の土台として「七つの論点情報」に基づいた説明と十分な資料の提示を求めるものであります。

最後になりますが、委員会としては当該地区における将来的課題として、指定管理者制度の導入の必要性は認めるところでありますが、その前提としての課題を整える取り組みを優先しそのタイミングを的確に捉えていただく事が私どもの判断となりました事を申し添えさせていただきます。以上であります。

**谷村委員長**） それでは次に議第58号高山市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、原案どうり可決すべきものと御異議はございませんか。

（異議なしの声アリ。）

御異議なしと認めます。よって議第58号は可決すべきものと決しました。休憩します。